

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納・滞納に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、地方税の収納・滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の収納・滞納に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	地方税の収納・滞納に関する事務								
②事務の内容	・地方税の徴収、督促、滞納処分及び調査 ・地方税法等に基づき徴収事務を行い、徴収に必要な情報を正確に把握し、収納・滞納管理事務を執行する。 【内容】 ①地方税の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 ②督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	収納・滞納管理システム								
②システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例による地方税の収納管理・滞納整理に関する電算処理を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
収納・滞納管理システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、24条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」、「国民健康保険法+徴収」が含まれる項(27、42、44、45の項) ※「地方税関係情報」: 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2、第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3、第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3、第59条の4 (命令における情報照会の根拠) ・第20条・第25条・第26条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 納税課
②所属長の役職名	総務部納税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納・滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び関連者
その必要性	適切かつ正確な収納管理・滞納管理を行う為に必要な範囲の特定個人情報
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】 ①個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は本人へ送付、連絡及び申請等の内容確認のため</p> <p>【業務関係情報】 ①国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は、地方税の徴収対象者及び滞納者を特定し、徴収する必要があるため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、国保年金課、市民課、資産税課、社会福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (県、他区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関、収納代行業者、NTT) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例に基づき、公平・公正かつ効率的な徴収事務のため。	
④使用の主体	使用部署	総務部納税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【1】他賦課システムから課税情報入手する。 【2】収納代行業者から、コンビニ納付情報入手する。 【3】金融機関から納付情報入手する。 【4】住民から納付情報入手する。 【5】金融機関へ口座振替依頼情報を提供する。 【6】金融機関から口座振替結果情報入手する。 【7】住民より本人確認資料入手する。 【8】収納担当課にて番号情報入手、更正する。 【9】番号管理システムから番号情報入手する。 【10】宛名システムから宛名、世帯の情報入手する。 【11】滞納管理・処分を行う。 【12】システム保守委託先事業者にて地方税システムを参照、処理を実行する。 【13】金融機関へ口座情報を照会し、回答入手する。 【14】他自治体へ実態調査を照会し、回答入手する。 【15】事業者等へ調査し、回答入手する。 【16】住民へ各種通知書を送付する。 【17】印刷、封入封緘委託先事業者へ課税滞納情報を提供する。 【18】他業務システムへ滞納情報を提供する。 【19】システム保守委託先事業者にて収納システムを参照、処理を実行する。 【20】他業務システムへ納付情報を提供する。	
	情報の突合	納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用・保守業務	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (56) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二(別紙1を参照)
②提供先における用途	別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	収納・滞納関係情報(別紙1を参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納・滞納管理ファイル

納税義務者住民コード、税目コード、調定発生年度、課税根拠年度、通知書番号、期別、納付額、開始事業年度、納付区分、納付延滞金、収入日、領収日、調定額、未納額、本税納付額、延滞金納付額、延滞金起算日、法定納期限等、確定延滞金額、納税計画、還付年度、還付番号、還付通知日、支出決定日、還付請求日、還付支払日、還付時効日、還付額合計、充当額合計、還付加算金計、振込銀行名称、振込支店名称、振込口座種別、振込口座番号、振込先名義人カナ、振込先名義人漢字、還付通知書番号、電話番号、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、発送物区分、発送日、公示日、返戻日、支出区分、収入年月日、充当通知書番号、充当調定発生年度、充当課税根拠年度、充当期別、充当税目コード、充当税額、充当延滞金、充当加算金、充当後未納額、充当後未納延滞金、折衝方法、折衝相手、折衝結果、軽自動車標識番号、更正年度、更正日、照会日、照会番号、異動処理日、特徴個人番号、更正前税額、更正後税額、分納誓約日、分納開始年月、納付期限、一回当たりの納付額、分納回数、延滞金計算区分、分納理由、預金科目、口座番号、預金種別、口座引落日、振替不能納付書発送日、引落金額、引落結果、銀行コード、銀行名、支店名、預金者名

処分管理ファイル

減免除日、減免除開始日、減免除終了日、減免除理由、減免除後金額、減免金額、(換価猶予)決定日、解除日、解除理由、猶予理由、猶予期間開始、猶予期間終了、担保提供有無、繰上徴収日、変更後納期限、変更理由、交付要求日、事件番号、執行機関名称、公売予告日、公売公告日、公売日、公売中止日、物件番号、差押種類、権利者郵便番号、権利者住所、権利者氏名、登記所申請日、登記所受付日、登記所受付番号、登記抹消申請日、解除日、解除理由、還付金種類、申告日、還付金額、給与支払日、給与差押額、給与差押可能額、差押日、差押税額、差押延滞金、差押財産内容、契約内容、保険契約日、証券番号、抵当権設定日、執行停止理由、停止日、取消日、調査記事、契約者氏名、保険金額、保険金受取人、被保険者氏名、満期日、満期返戻金、解約返戻金、積立配当金、預貯金額、預貯金現在日、貸付金額、貸付現在日、督促停止、催告停止、取立日、取立金額、配当日、配当金額、残余金

※システムの内部で使用する項目については記載を省略しているものがあります。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納・滞納管理システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>①住基情報の入手については、収納・滞納管理システムに登録した情報を団体内統合宛名システム、庁内連携機能（住基システム）経由で取得するため、課税対象候補となりうる八潮市民以外の情報を入手する事はない。</p> <p>②他団体からの情報の入手については、1件ごとに、基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、本来の提出先団体へ回送処理を行っている。</p> <p>③代理人が申請等をする場合、記入する内容が申請者本人の情報である事を事前に注意喚起するとともに、本人直筆の委任状の提出、代理人の身分証明証の掲示・確認を行う。</p> <p>④住基ネットからの住民登録外の者の情報照会については、職員2名以上でチェックを行って対象者を確定した上で、情報を入手している。</p> <p>⑤庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</p> <p>⑥上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>①住民からの情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。</p> <p>②収納・滞納管理システムの入力については、必要項目のみ入力するよう制限しており、不要な情報の取得防止を図る。</p> <p>③収納・滞納管理システム端末への入力については、入力者と確認者の2人でチェックを行い、誤入力を防止する。</p> <p>④庁内連携システムからの関連情報の入手及び、他団体からの申告情報、住基ネットからの住民登録外の者の情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>⑤上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①収納・滞納管理システムファイルについて、各業務を行うにあたり、業務に関係のない情報は保有しない。</p> <p>②収納・滞納管理システムファイルにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、生体認証、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、権限のない者はアクセスできない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程25条及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。</p> <p>①提供した情報資産の保管、返還及び廃棄に関する事項 ②提供した情報資産の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項 ③業務上知り得た情報の秘密保持に関する事項 ④事故等の報告に関する事項 ⑤委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ⑥提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ⑦再委託に関する制限事項の遵守 ⑧委託作業の報告、立ち入り検査</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<p>【委託先のリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取り扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。委託業者が必要なセキュリティ対策を実施している事を定期的に確認する。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.1項に基づき、情報セキュリティを確保するため、名札を着用させる。</p> <p>【収納・滞納管理システムにおける保守について】</p> <p>①サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付けている。作業内容については報告を義務付けている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。</p> <p>②文書照会等を受けた場合は、提供の際に全の記録を残している。</p> <p>③共通基盤を介した庁内連携については、定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>—</p> <p>【中間サーバー、統合DBの運用における措置】</p> <p>①情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</p> <p>②また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <p>①各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>【中間サーバーの運用の措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

<中間サーバー・ソフトウェアの措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームの措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	【物理的対策】 ①特定個人情報を保管するサーバー設置場所については、出入口はオートロックで、管理者を限定し生体認証システムにより解錠する。また、室内に監視カメラを設置し、入退室記録をつける。 ②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報を取り扱う職員は、特定個人情報を記した書類は机の上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。 ③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止措置を講じている。 ④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。 ⑤特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に関して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等、必要な物理的対策を講じる。 ⑥特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施する事で情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。 ⑦八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書6.2項に基づき、緊急事態が起こった場合の体制を整備しており、事故発生時に速やかな対応を講じる。 ⑧八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、障害によるデータの滅失、棄損時に備え、バックアップを行う。 ⑨八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、記憶媒体は金庫に施錠保管している。 【技術的対策】 ①インターネットへの接続については、庁内連携システムとは論理的に切り離された専用端末を使用し、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用する。 ③ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入する。 ④定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。 ⑤ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。 ⑥外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。 ⑦侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じる。 ⑧必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じる。 ⑨使用されていないポートを閉鎖する。 ⑩外部からの庁内のサーバー等に対する攻撃を監視する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②請求方法	八潮市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提示により開示、訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八潮市総務部納税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②対応方法	問合せ等について、窓口や電話で受付を行い、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年7月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年4月13日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条 (命令における情報照会の根拠) 第20条・第25条・第26条	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税財政部 納税課	総務部 納税課	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 宮下 太郎	総務部副部長兼納税課長 荒浪 淳	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	税財政部 納税課	総務部 納税課	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	税財政部 納税課	総務部 納税課	事後	
平成29年7月31日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	まちづくり企画部	総務部	事後	
平成29年7月31日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	まちづくり企画部	企画財政部	事後	
平成29年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成30年5月21日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	定めていない	定めている	事後	
令和1年6月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部副部長兼納税課長 荒浪 淳	総務部納税課長	事後	
令和1年6月10日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月31日	令和元年5月20日	事後	

令和1年6月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	事後	
令和1年6月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条	第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2、第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3、第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	事後	
令和2年6月29日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2	ICTカード	生体認証	事後	
令和2年6月29日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年5月20日	令和2年6月29日	事後	
令和2年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119、120の各項)	事後	
令和2年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3、第22条の4、第23条・第24条・第24条の2・第24条の3、第25条・第26条の3、第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3、第22条の4、第23条・第24条・第24条の2・第24条の3、第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の2の2・第59条の3	事後	
令和3年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二	番号法第19条第8号 第10号 別表第二	事前	当該の法令の変更は、9/1以降のものとなる
令和3年6月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3、第22条の4、第23条・第24条・第24条の2・第24条の3、第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の2の2・第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3、第22条の4、第23条・第24条・第24条の2・第24条の3、第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	事後	
令和3年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	提携先1 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	①法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第二(別紙1を参照)	①法令上の根拠 番号法第19条第8号、別表第二(別紙1を参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和5年7月31日	Ⅳ開示請求、問合せ ①請求先	八潮市総務部総務人事課	八潮市総務部総務課	事後	

令和5年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (命令における情報提供の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3、第59条の4	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (別表第二における情報提供の根拠)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)	事後	
令和5年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 使用方法	【1～19】	【20】他業務システムへ納付情報を提供する。	事後	
令和5年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年6月21日	令和5年7月25日	事後	